

工事实績情報システム（CORINS）の登録について

加賀市では、工事請負代金額５００万円以上の工事を対象にコリンズ登録を義務付けします。

①登録対象工事

受注時または変更時において工事請負代金額が５００万円以上の工事

②登録の手順

請負者は、登録対象工事を請け負った場合、工事实績情報システムに基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、登録機関に登録申請を行ってください。

③登録の時期

- ・受注時
契約後１０日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）
- ・完成時
工事完成后１０日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）
- ・変更時（工期、技術者、工事請負代金に変更が生じた場合）
変更があった日から１０日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）
- ・訂正時
適宜

登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出してください。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとします。

(問い合わせ先) 加賀市総務部工事検査室 電話：０７６１－７２－７８１１
--